

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、労働者災害補償保険の適用を受けている者である。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、C市内の工事現場において、サッシ回りモルタル仕上げ作業を終えて、高さ〇mの足場から降りようとして墜落し（以下「本件災害」という。）、負傷したという。
請求人は、同月〇日、D病院に受診し、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、療養を継続していたが、同月〇日、「末梢神経障害」と診断され、平成〇年〇月〇日、「頭部打撲後遺症、両足部打撲傷、両手部打撲傷後遺症」（以下「末梢神経障害」と併せて、これら傷病を「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病について、本件災害に起因するものであり、相当因果関係があると主張するので、以下検討する。

(1) 本件災害の発生状況について

請求人は、足場から墜落したのを目撃した人はいないと述べており、本件災害の発生状況を客観的に確認することはできない。

また、平成〇年〇月〇日のD病院の診療録において「一昨日工作中？足場で捻った」との記述が認められるが、「足場で捻った」という表現からは、請求人が主張するような高さ〇mの足場から墜落した状況は読み取り難いところである。

さらに、請求人は、本件災害によって、「左手が動かなくなっていました」、「右足の膝から下が痺れていました」と述べ、本件災害により大きな負傷を負った旨主張しているが、本件災害当日は自ら自動車を運転して帰宅しており、また、同じ現場で働いていた誰にも本件災害について話をしていないことは、不自然であるといわざるを得ない。

(2) 本件災害における負傷と本件傷病について

請求人は、聴取書において、本件災害による負傷の状況について、①額の右側からの出血、②右足膝下の痺れ、③左手が動かず、左手のひらの腫れがあったと申述するが、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、請求人

に対する当時の診察医は、請求人の主訴を「右膝痛、左手痛」とするのみで、額の右側の出血した外傷については、何ら記載がない。

加えて、同意見書によると、請求人の主訴「右膝痛、左手痛」の診断根拠を「本人の訴えのみ」とし、他覚的な所見が認められなかったことを示唆している。

いずれにしても、本件災害における負傷の状況について、他覚的所見は認められず、また本件傷病と負傷部位が一致していない。

以上のことから、当審査会としては、本件傷病と本件災害との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。